

ID: 199

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市営住宅条例 第16条第1項
例 規 番 号	平成13年条例第132号
【根拠条文】 (使用料の徴収等) 第16条 市長は、市営住宅の利用者から第10条第3項の市営住宅の利用の許可の日から当該利用者が市営住宅を明け渡した日(第29条第1項若しくは第34条第1項の規定による明渡しの際として指定した日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第39条第1項による明渡しの請求のあった日)までの間、市営住宅の使用料を徴収する。 2 市営住宅の利用者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月の市営住宅の使用料を納付しなければならない。 3 新たに市営住宅を利用した場合、又は市営住宅を明け渡した場合においてその月の利用期間が1月に満たないときは、その月の市営住宅の使用料は日割計算による。 【基準】 根拠条文、第13条、第36条及び第37条の規定による。 (使用料の決定) 第13条 市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、次条の規定により認定された収入(第26条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条及び第16条第1項に規定する方法により算出した額とする。ただし、次条第1項に規定する利用者からの収入に関する報告がない場合において、市長が第33条第1項の規定による報告を求めたにもかかわらず、市営住宅の利用者がその請求に応じないときは、当該利用者の使用する市営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額とする。 2 令第2条第1項第4号に規定する数値は、規則で定めるものとする。 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び第16条第1項に規定する方法により算出した額とする。 (市営住宅建替事業に係る使用料の特例) 第36条 市長は、前条の申出により市営住宅の利用者に新たに整備された市営住宅の利用を許可した場合において、新たに許可した市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該利用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条、第28条又は第30条の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該利用者の市営住宅の使用料を減額することができる。 (市営住宅の用途の廃止に係る使用料の特例) 第37条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い、当該市営住宅の利用者に他の市営住宅の利用を許可した場合において、新たに使用する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該利用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条、第28条又は第30条の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該利用者の市営住宅の使用料を減額するものとする。	

